

技能実習制度 運用要領

～ 関係者の皆さまへ ～

令和6年4月

出入国在留管理庁・厚生労働省 編

技能実習制度 運用要領 目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 技能実習制度の趣旨 | 1 |
| 第2章 技能実習制度の概要 | 2 |
| 第1節 技能実習法のポイント | 2 |
| 第1 外国人技能実習機構の設立 | 2 |
| 第2 技能実習計画の認定制 | 2 |
| 第3 実習実施者の届出制 | 3 |
| 第4 監理団体の許可制 | 3 |
| 第5 技能実習生の保護 | 4 |
| 第6 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定 | 4 |
| 第2節 技能実習の実施に必要な手続の流れ | 6 |
| 第1 監理団体の許可の流れ | 8 |
| 第2 第1号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示) | 11 |
| 第3 第2号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示) | 14 |
| 第4 第3号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示) | 17 |
| 第3章 技能実習法の目的・定義等 | 20 |
| 第1節 技能実習法の目的(技能実習法第1条) | 21 |
| 第2節 定義(技能実習法第2条) | 22 |
| 第3節 基本理念(技能実習法第3条) | 29 |
| 第4節 国及び地方公共団体の責務(技能実習法第4条) | 30 |
| 第5節 実習実施者、監理団体等の責務(技能実習法第5条) | 30 |
| 第6節 技能実習生の責務(技能実習法第6条) | 31 |
| 第7節 基本方針(技能実習法第7条) | 31 |
| 第4章 技能実習計画の認定等 | 32 |
| 第1節 技能実習計画の認定(技能実習法第8条) | 35 |
| 第1 技能実習計画の認定(技能実習法第8条第1項) | 35 |
| 第2 技能実習計画の記載事項(技能実習法第8条第2項) | 38 |
| 第3 技能実習計画の添付書類(技能実習法第8条第3項) | 40 |
| 第4 監理団体の指導(技能実習法第8条第4項) | 42 |
| 第5 技能実習計画の認定手数料(技能実習法第8条第5項) | 43 |
| 第2節 技能実習計画の認定基準(技能実習法第9条) | 44 |
| 第1 技能実習生の本国において修得等が困難であること | 44 |
| 第2 技能実習の目標に関するもの | 45 |
| 第3 技能実習の内容に関するもの | 46 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 修得等をさせる技能等の基準に関するもの | 47 |
| (2) 従事させる業務の基準に関するもの | 49 |
| (3) 技能実習生の基準に関するもの | 52 |
| (4) 申請者(実習実施者)の基準に関するもの | 62 |
| (5) 外国の準備機関の偽変造文書の行使に関するもの | 63 |
| (6) 技能実習の実施の基準に関するもの | 64 |
| (7) 講習の基準に関するもの | 66 |
| (8) 特定の職種・作業に関するもの | 72 |
| 第4 技能実習の期間に関するもの | 72 |
| 第5 前段階の技能実習における目標の達成に関するもの | 73 |
| 第6 修得等をした技能等の評価に関するもの | 75 |
| 第7 技能実習を行わせる体制に関するもの | 76 |
| (1) 技能実習責任者の選任に関するもの | 77 |
| (2) 技能実習指導員の選任に関するもの | 79 |
| (3) 生活指導員の選任に関するもの | 81 |
| (4) 入国後講習の施設確保に関するもの | 83 |
| (5) 労災保険関係成立等の措置に関するもの | 84 |
| (6) 帰国旅費の負担に関するもの | 85 |
| (7) 外国の送出国機関からの取次ぎに関するもの | 86 |
| (8) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの | 87 |
| (9) 法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの | 89 |
| (10) 監理団体の改善命令に関するもの | 90 |
| (11) 行方不明者の発生に関するもの | 90 |
| (12) 技能実習を継続して行わせる体制に関するもの | 91 |
| (13) 特定の職種・作業に関するもの | 92 |
| 第8 技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの | 93 |
| 第9 監理団体による実習監理に関するもの | 94 |
| 第10 技能実習生の待遇に関するもの | 95 |
| (1) 技能実習生に対する報酬の額に関するもの | 96 |
| (2) 宿泊施設の確保に関するもの | 97 |
| (3) 入国後講習への専念措置に関するもの | 101 |
| (4) 監理費の負担禁止に関するもの | 101 |
| (5) 技能実習生が定期的に負担する費用に関するもの | 102 |
| (6) 報酬の口座振込み等に関するもの | 104 |
| (7) 特定の職種・作業に関するもの | 105 |
| 第11 優良な実習実施者に関するもの | 106 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 技能等の修得等に係る実績に関するもの | 109 |
| (2) 技能実習を行わせる体制に関するもの | 113 |
| (3) 技能実習生の待遇に関するもの | 113 |
| (4) 法令違反・問題の発生状況に関するもの | 115 |
| (5) 相談・支援体制に関するもの | 117 |
| (6) 地域社会との共生に関するもの | 118 |
| 第12 技能実習生の人数枠に関するもの | 119 |
| (1) 原則的な形態に関するもの | 121 |
| (2) 特定の職種・作業に関するもの | 126 |
| (3) 人数枠の特例措置 | 126 |
| 第13 複数の職種及び作業に関するもの | 127 |
| 第3節 認定の欠格事由(技能実習法第10条) | 131 |
| 第1 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由 | 131 |
| 第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由 | 134 |
| 第3 申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由 | 136 |
| 第4 暴力団排除の観点からの欠格事由 | 137 |
| 第4節 技能実習計画の変更(技能実習法第11条) | 139 |
| 第5節 機構による認定の実施(技能実習法第12条) | 161 |
| 第6節 報告徴収等(技能実習法第13条・第14条) | 161 |
| 第7節 改善命令等(技能実習法第15条) | 163 |
| 第8節 認定の取消し等(技能実習法第16条) | 164 |
| 第9節 実施の届出(技能実習法第17条・第18条) | 165 |
| 第10節 技能実習実施困難時の届出等(技能実習法第19条) | 167 |
| 第11節 帳簿の備付け(技能実習法第20条) | 171 |
| 第12節 実施状況報告(技能実習法第21条) | 173 |
| 第13節 留意事項 | 174 |
| 第1 個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手續等 | 174 |
| 第2 個人事業主が死亡した場合の手續等 | 174 |
| 第3 法人の合併等をする場合の手續等 | 175 |
| 第4 中断後の再開手續等 | 177 |
| 第5章 監理団体の許可等 | 179 |
| 第1節 監理団体の許可(技能実習法第23条・第24条) | 182 |
| 第1 監理団体の許可(技能実習法第23条第1項) | 182 |
| 第2 申請書の記載事項(技能実習法第23条第2項) | 183 |
| 第3 申請書の添付書類(技能実習法第23条第3項・第4項) | 184 |
| 第4 機構による事実関係の調査の実施(技能実習法第23条第5項・第24条) | 186 |

| | |
|---|-----|
| 第5 労働政策審議会の意見聴取(技能実習法第23条第6項) | 187 |
| 第6 監理団体の許可手数料(技能実習法第23条第7項・第24条第5項) | 187 |
| 第2節 監理団体の許可基準(技能実習法第25条) | 189 |
| 第1 法人形態に関するもの | 189 |
| 第2 監理団体の業務の実施に関するもの | 191 |
| (1) 監査に関するもの | 192 |
| (2) 臨時監査に関するもの | 197 |
| (3) 訪問指導に関するもの | 198 |
| (4) 制度趣旨に反した方法での勧誘等に関するもの | 199 |
| (5) 外国の送出国機関との契約内容に関するもの | 200 |
| (6) 外国の送出国機関からの取次ぎに関するもの | 201 |
| (7) 入国後講習の実施に関するもの | 201 |
| (8) 技能実習計画の作成指導に関するもの | 202 |
| (9) 帰国旅費の負担に関するもの | 204 |
| (10) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの | 205 |
| (11) 二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの | 206 |
| (12) 相談体制の整備等に関するもの | 207 |
| (13) 監理団体の業務の運営に係る規程の掲示に関するもの | 208 |
| (14) 特定の職種・作業に関するもの | 210 |
| 第3 財産的基礎に関するもの | 210 |
| 第4 個人情報保護に関するもの | 212 |
| 第5 外部役員及び外部監査に関するもの | 213 |
| 第6 外国の送出国機関に関するもの | 219 |
| 第7 優良な監理団体に関するもの | 223 |
| (1) 技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制に関するもの | 227 |
| (2) 技能等の修得等に係る実績に関するもの | 229 |
| (3) 法令違反・問題の発生状況に関するもの | 229 |
| (4) 相談・支援体制に関するもの | 231 |
| (5) 地域社会との共生に関するもの | 233 |
| 第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの | 234 |
| (1) 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること | 235 |
| (2) 中立的な事業運営ができる体制が確保されていること | 236 |
| (3) 監理事業のための適切な体制が確保されていること | 236 |
| (4) 適正な事業運営の確保に関するもの | 238 |
| 第3節 許可の欠格事由(技能実習法第26条) | 240 |
| 第1 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由 | 240 |

| | | |
|------|-------------------------------------|-----|
| 第2 | 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由 | 243 |
| 第3 | 申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由 | 246 |
| 第4 | 暴力団排除の観点からの欠格事由 | 247 |
| 第4節 | 職業安定法の特例により監理団体等が講ずべき措置(技能実習法第27条) | 248 |
| 第5節 | 監理費(技能実習法第28条) | 256 |
| 第6節 | 許可証(技能実習法第29条) | 261 |
| 第7節 | 許可の条件(技能実習法第30条) | 262 |
| 第8節 | 許可の有効期間等(技能実習法第31条) | 264 |
| 第9節 | 変更の許可等(技能実習法第32条) | 267 |
| 第1 | 変更の許可に関する事項 | 269 |
| 第2 | 変更の届出に関する事項 | 270 |
| 第10節 | 技能実習実施困難時の届出等(技能実習法第33条) | 276 |
| 第11節 | 事業の休廃止(技能実習法第34条) | 280 |
| 第12節 | 報告徴収等(技能実習法第35条) | 281 |
| 第13節 | 改善命令等(技能実習法第36条) | 282 |
| 第14節 | 許可の取消し等(技能実習法第37条) | 283 |
| 第1 | 許可の取消し等に関する事項 | 284 |
| 第2 | 事業停止命令に関する事項 | 286 |
| 第15節 | 名義貸しの禁止(技能実習法第38条) | 286 |
| 第16節 | 認定計画に従った実習監理等(技能実習法第39条) | 289 |
| 第17節 | 監理責任者の設置等(技能実習法第40条) | 290 |
| 第18節 | 帳簿の備付け(技能実習法第41条) | 293 |
| 第19節 | 監査報告及び事業報告(技能実習法第42条) | 298 |
| 第20節 | 個人情報等の取扱いと秘密保持義務(技能実習法第43条・第44条) | 299 |
| 第21節 | 留意事項 | 300 |
| 第1 | 吸収合併の場合の取扱い | 300 |
| 第2 | 新設合併の場合の取扱い | 301 |
| 第3 | 吸収分割等の場合の取扱い | 302 |
| 第6章 | 技能実習生の保護 | 303 |
| 第1節 | 禁止行為(技能実習法第46条から第48条まで) | 303 |
| 第1 | 暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制の禁止 | 303 |
| 第2 | 技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止 | 304 |
| 第3 | 旅券・在留カードの保管等の禁止 | 306 |
| 第2節 | 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告(技能実習法第49条) | 307 |

| | |
|---|-----|
| 第7章 補則 | 309 |
| 第1節 指導及び助言等(技能実習法第50条) | 310 |
| 第2節 連絡調整等(技能実習法第51条) | 312 |
| 第3節 技能実習評価試験(技能実習法第52条) | 314 |
| 第4節 事業所管大臣への要請及び事業協議会(技能実習法第53条・第54条) | 315 |
| 第5節 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等(技能実習法第55条) | 316 |
| 第6節 地域協議会(技能実習法第56条) | 317 |
| 第8章 養成講習 | 319 |
| 第1節 養成講習機関の要件等 | 319 |
| 第2節 手続関係 | 320 |
| 第3節 養成講習の内容等 | 323 |
| 第4節 養成講習の適正な実施等について | 328 |
| 第5節 養成講習の科目 | 329 |
| 第6節 養成講習において配付する資料(テキスト) | 333 |
| 第7節 養成講習における理解度テスト | 335 |
| 第8節 オンラインの非対面方式で講習を実施する場合の要件について | 336 |
| 第9章 違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分 | 338 |
| 第1節 実習実施者、監理団体等への指導・助言 | 338 |
| 第2節 機構による実地検査 | 338 |
| 第3節 実習実施者に対する指導監督 | 339 |
| 第4節 監理団体に対する指導監督 | 340 |
| 第5節 人身取引事案への対応 | 341 |
| 第10章 罰則 | 343 |
| 別紙 | 347 |
| ①ー1 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針 | |
| ①ー2 監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針 | |
| ②ー1 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(企業単独型) | |
| ②ー2 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(団体監理型) | |
| ③ 監理団体の許可申請の添付書類一覧 | |
| ④ 移行対象職種・作業の一覧(コード番号付き) | |
| ⑤ 監理団体の業務の運営に関する規程例 | |
| ⑥ 個人情報適正管理規程例 | |
| ⑦ 省令様式 | |

⑧ 参考様式

(制定履歴)

- ・ 平成 29 年4月7日 公表
- ・ 平成 29 年6月1日 一部改正
- ・ 平成 29 年7月 14 日 一部改正
- ・ 平成 29 年 12 月7日 一部改正
- ・ 平成 30 年6月8日 一部改正
- ・ 平成 31 年4月1日 一部改正
- ・ 令和元年6月 10 日 一部改正
- ・ 令和2年4月3日 一部改正
- ・ 令和3年4月1日 一部改正
- ・ 令和3年8月1日 一部改正
- ・ 令和4年1月 26 日 一部改正
- ・ 令和4年2月 18 日 一部改正
- ・ 令和4年4月1日 一部改正
- ・ 令和4年8月 16 日 一部改正
- ・ 令和4年 10 月1日 一部改正
- ・ 令和5年4月1日 一部改正
- ・ 令和6年4月11日 一部改正